

【担当課】 清掃事務所 ☎3693-6113



区では、区民の皆さん一人一人の「資源」と「ごみ」の種別ごとの、正しい分け方や出し方ができる環境整備を進めています。

皆様のご協力により、平成25年度の「ごみ」の量は平成24年度と比べ、**約2,500トン減少**

しかし、お出しいただいた古紙や缶などの「資源」を持ち去る行為について、区に情報が寄せられています。こうした行為は、皆さんの正しい「資源」と「ごみ」の分け方や出し方に対する意識低下を招くとともに、区の大切な財源を失うことにつながる大きな課題です。

区では、資源の持ち去りについてパトロールや早朝回収など、これまでの対策に加えて、平成27年度からGPS端末を利用した新たな取り組みを行います。また、区の回収のために出す「資源」である旨の意思表示について、皆様のご協力をお願いいたします。

意思表示をお願いします

古紙を資源回収に出す際に、赤いマジックなどで「区が回収するために集積所に出した」ことが分かる紙を添えていただくと、持ち去り防止の効果が高まります。

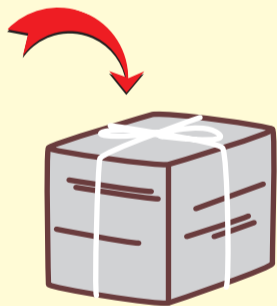
(イメージ)

この資源は、葛飾区が回収するものとして出したものです。

資源の持ち去りは禁止です

上記と同じような言葉を直接書いていただいても結構です。

古紙の一番上に添えて集積所に出してください。



平成27年度の新たな取り組み

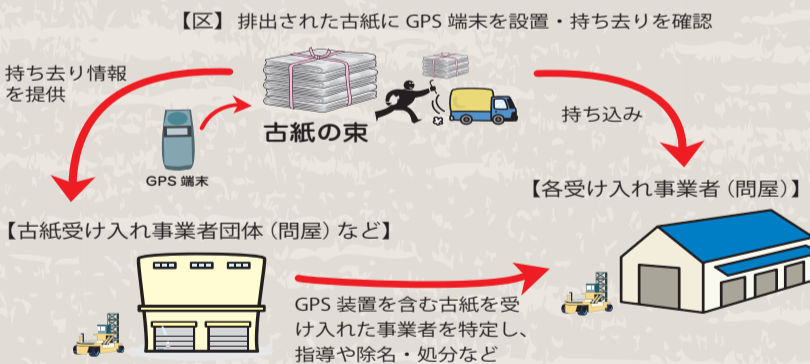
GPS※端末で持ち去り防止

※GPSとは 人工衛星を利用し、位置情報を特定するシステムです。

古紙受入事業者団体(問屋)などと協力し、GPS端末を利用した資源持ち去りの追跡調査を行います。

持ち去りを確認した際は関係団体へ連絡し、古紙の買い取り拒否などにつなげます。

GPS 端末を利用した追跡調査イメージ(概略)



持ち去り防止に効果的 集団回収

家庭から出る資源を自治町会など地域のグループで集め、契約した回収業者に引き渡す、自主的なリサイクル活動です。地域で協力して資源を集めることでリサイクルの意識も高まり、地域のコミュニケーションが活発になります。

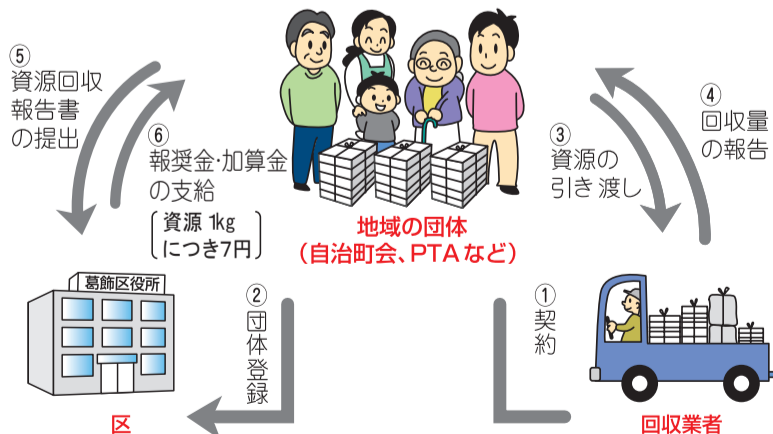
報奨金制度をご利用ください

区に申請し登録された団体には、資源回収量に応じて報奨金(1kg当たり7円)を支給します。また、1年以上活動を継続し、一定の条件を満たした場合は、報奨金に加えて加算金も支給します。これらの支援金は、地域の活動に活用できます。

新たに集団回収を始めたい方は、清掃事務所へご連絡ください。

【担当課】 清掃事務所 ☎3693-6113

集団回収の流れ



- 回収業者が見つからない場合は、葛飾資源リサイクル事業協同組合(☎3604-8711)で紹介いたします。
- 区に登録できるのは、10世帯以上の団体です。